

会 議 録

会議録	令和5年度 第4回 豊田市公共交通会議
次 第	<p>1 開 会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議 事</p> <p>【協議案件】</p> <p>(1) 藤岡地域バスのバス停廃止に伴う運行経路の変更等について</p> <p>(2) 石野地域バスのバス停新設に伴う運行経路の変更等について</p> <p>(3) 足助地域バスの工事規制に伴う迂回運行及び路線改編について</p> <p>(4) 豊田市地域公共交通計画の改定について</p> <p>【報告案件】</p> <p>(1) 住民共助による交通の取組状況・支援策について</p> <p>(2) 地域バスのバス停新設等について（区域運行）</p> <p>①下山地域バス</p> <p>②旭地域バス</p> <p>③小原地域バス</p> <p>④上郷地域バス</p> <p>4 連絡事項</p> <p>・資料の配布方法に関するアンケート結果について</p> <p>5 閉会</p>
日 時	令和6年2月5日（月） 午後3時～午後5時
場 所	豊田市役所 東庁舎7階 東大会議室1、2

<p>出席者 (敬称略)</p>	<p>【委員】 松本 幸正 (名城大学)【座長】 山岡 俊一 (豊田工業高等専門学校) 高柿 弘義 (中部地方整備局名古屋国道事務所計画課長) (代理 七尾) 宮川 高彰 (国土交通省中部運輸局愛知運輸支局首席運輸企画専門官) (代理 本田) 石屋 義道 (愛知県都市・交通対策課) (代理 江崎) 増岡 浩仁 (愛知県豊田加茂建設事務所維持管理課長) 田中 斉 (愛知県豊田加茂建設事務所足助支所管理課長) 鈴木 学 (豊田市 副市長)【会長】 加藤 昭男 (豊田市都市整備部部長) 安藤 広重 (社会福祉法人豊田市社会福祉協議会常務理事) 勝野 隆 (豊田市高齢者クラブ連合会副会長) 釘宮 順子 (豊田市ボランティア連絡協議会会長) 國枝 和行 (豊田市 PTA 連絡協議会事務局指導主事) 吉村 一孝 (豊田商工会議所専務理事)【副会長】 大竹 宏 (愛知県タクシー協会豊田支部長) 大橋 成和 (愛知県交通運輸産業労働組合協議会幹事) 花村 元気 (名古屋鉄道株式会社地域連携部交通サービス担当課長) (代理 森崎) 大野 淳 (名鉄バス株式会社運輸本部首席交通企画官) 横田 太 (豊栄交通株式会社専務取締役) 寺澤 秀樹 (愛知環状鉄道株式会社運輸部次長兼企画管理課長)</p> <p>【事務局】 豊田市 都市整備部 交通政策課 地域振興部 藤岡支所 地域振興部 猿投支所 地域振興部 足助支所</p>
<p>資料</p>	<p>1. 次第 2. 令和5年度 第4回 豊田市公共交通会議 会議資料</p>

【協議案件】

(1) 藤岡地域バスのバス停廃止に伴う運行経路の変更等について

○事務局 【協議1】に基づき説明。

○委員 廃止になった経緯として、地元からの要望だと説明があるが、どのような背景から要望があったのか。

○事務局 「御作公民館前」バス停の年間利用者数が30人程度と少ないことと、見通しが悪く安全性の確保が難しいという2点の理由から廃止の要望があがった。

<協議結果：全員承認>

(2) 石野地域バスのバス停新設に伴う運行経路の変更等について

○事務局 【協議2】に基づき説明。

- 委員 「下室町上」バス停の設置先について、草が生えているような場所に設置を予定しているとお見受けするが、待機所として舗装や草刈りといった整備を行う予定はあるのか。また、「富田町上」バス停の設置先には、縁石があるが、撤去工事等実施する予定はあるのか。
- 事務局 「下室町上」バス停の設置先は、農地であるため、舗装工事を実施する予定は特にない。草刈り等の簡易な整備については、必要に応じて検討する。「富田町上」バス停の縁石については、設置場所を改めて確認し、乗降の妨げになるようであれば対応を検討する。
- 座長 最大限安全を考慮するようお願いしたい。
- 事務局 承知した。
- 委員 東広瀬団地の人口や、新設する東広瀬団地コースの利用者となる人の属性について、教えていただきたい。
- 事務局 現時点での人口は291名で、そのうち65歳以上が148名と約半数を占める。そのため利用者属性としては高齢者が多く、主な利用目的としては、豊田厚生病院・足助病院への通院利用である。
- 委員 新ダイヤについて、2便目から3便目に移るインターバルが、他の便よりも短いように感じるが、その点について問題はないのか。
- 事務局 運行事業者及び地域バス運営協議会との協議を経て作成したダイヤのため、問題ない。
- 委員 東広瀬団地コースが新設されることでささゆりコースは減便になり、押沢町等一部の方にとっては不便になるが、もともと利用者数がかかなり少ないことから特に問題はないという認識で相違ないか。
- 事務局 相違ない。

<協議結果：全員承認>

(3) 足助地域バスの工事規制に伴う迂回運行及び路線改編について

- 事務局 【協議3】に基づき説明。
- 座長 本件については、工事期間中における迂回経路と、工事終了後に元の運行経路に戻るという内容を、同時に協議するという事で相違ないか。
- 事務局 相違ない。
- 座長 工事の進捗等によって、運行の内容に変更が生じ、支局への申請等運行に係る手続きが必要になった場合、漏れなく行えるよう、注視していただきたい。
- 事務局 承知した。

<協議結果：全員承認>

(4) 豊田市地域公共交通計画の改定について

- 事務局 【協議4】に基づき説明。
- 委員 国の法改正に伴い、補助事業を受けているバス路線を地域公共交通計画と連動化さ

せる必要があり、地域公共交通計画内に補助を受けている路線の運行事業者等を追記する形で記載を一部修正したが、計画自体の内容については、変更ないという認識で相違ないか。

○事務局 相違ない。

<協議結果：全員承認>

【報告案件】

(1) 住民共助による交通の取組状況・支援策について

○事務局 【報告1】に基づき説明。

○委員 お助け隊の構成員の実態について、お教えいただきたい。

○事務局 活動している全ての団体についての詳細まで把握しているわけではないため、構成員の詳細まではお答えできかねるが、仕事をリタイアされた方がお助け隊のボランティアの主な構成員であると認識している。

○座長 ドライバーの選定やルールの策定については、地域に一任しているのか。

○事務局 一任というわけではないが、地域の中から自発的に出てくる住民主体の取組みや考え方を尊重している。

○座長 運行上の安全の確保についても、地域に委ねるような形をとっているのか。

○事務局 安全運転講習会の支援を通じて、安全面の確保には取り組んでいる。また、ボランティアドライバーの自動車保険料についても支援を実施している。

○座長 市が関与する事業であるため、安全確保に向けて、安全運転講習会を受講した人のみドライバーとして承認する等の仕組みや制限があってもよいのではないのか。

○委員 ボランティア輸送やカーシェアリング等、様々な移動支援事業が現在取り組まれているが、将来的にはどのような形で共助交通が実現されていくのかビジョン等あればお聞かせ願いたい。

○事務局 現段階では、豊田市地域公共交通計画内の重点施策の具体化に向けて、各種移動支援事業に取り組んでいる状況である。今後については、令和7年に行う計画の改定を見越して、国によるライドシェア等の制度検討の動向等に注視しながら、豊田市に最適な移動支援事業を選択していけるよう、進めていく。

○委員 今までの地域交通に関する議論は、ボランティアドライバー等交通の担い手についてだったが、今後は、カーシェアリング等車両の提供にまで踏み込んでいくということなのか。

○事務局 車両の提供がメインというわけではなく、あくまで移動の支え合い活動がメインである。移動の支え合い活動というパッケージの中に、カーシェアリングがあるというイメージで考えていただきたい。

○委員 水源自治区は、かつて地域バスが運行していたと記憶しているが、お間違いないか。

○事務局 水源東の地域では、以前地域バスが運行していたが、現在コミュニティ・カーシェアリングのテスト運行を行っているのは、地域バスが運行していない別の地域である。

○委員 豊田市共助交通支援事業は、資料記載のフロー図に基づいて進んでいくのか。

○事務局 フロー図はあくまでイメージであり、各自治区等で検討方法や進め方は多少変わってくると思っている。

○座長 現状、地域からの要望に応じて、移動支援事業を展開しているように見受けられる。

共助の方針や明確な枠組みを地域に示すことが必要であると考えているが、それに類するルールや基準のようなものはあるのか。

- 事務局 現時点では、そういったものはない。
- 座 長 各自自治区から様々な提案を受けながら、要望にあった移動支援事業を試験的に実施していく中で、次の地域公共交通計画改定に向けて、移動支援策の検討を行っていくということで相違ないか。
- 事務局 相違ない。
- 座 長 それぞれの地区に見合った移動支援事業を行い、共助実現に向けた道筋を立てていくことは確かに必要である。一方で、既存の公共交通との役割分担も重要であると考えている。既存の公共交通を活用していく方法で検討していかないと、地域から公共交通が失われてしまう可能性がある。現状の計画や支援事業の内容では、その点について不明確であるため、今後各地区の事例等を参考に検討していただきたい。また、ボランティアドライバーの高齢化もあるので、仕組みづくりや担い手の確保に努めていただきたい。
- 事務局 承知した。
- 委 員 役割については、今後明確に定めていく必要があると考える。共助交通と公共交通が競合し続けた場合、最悪公共交通の退出も可能性としてはあり得る。裾野を広げ過ぎたことによって、交通のバランスが崩れて機能しなくなるか心配。既存の公共交通事業者と共存共益という形で着地ができるよう、十分に配慮しながら取り組んでもらいたい。
- 事務局 承知した。
- 委 員 社会のインフラである交通を、ボランティア前提で仕組みづくりをするのは難しいと考える。ボランティアがいない状態でも運営できるが、ボランティアが加わればさらに充実するといった仕組みであるべきである。また、ボランティアドライバーは他のボランティアとは異なり、制度上報酬を出してはいけないものになっているが、その点について頻繁に問合せを受ける。今後もボランティアドライバーについては、報酬はでないという説明でお間違いないか。
- 事務局 間違いない。法改正により取扱いに変更が生じる可能性があるため、引き続き国の動向に注視する。
- 委 員 ライドシェアの仕組みや報酬の解釈については、現在、国土交通省の中で議論が行われているところではある。乗務員不足が深刻化している交通事業者の補填となるよう、地域住民が主体で行う共助交通を拡充し、行政は2者のバランスとして調整をとりつつ、安全で利便性の高い公共交通の実現に向けて取り組んでもらいたい。
- 座 長 共助の仕組みを育てつつ、行政がどこまで介入しどこまで支援するかの線引きを明確にしていけると良い。それに際して、公共交通や安全性について学ぶための勉強会を必須にした方がよいのではないかと。特に安全の確保については、万が一の場合に備えて、仕組みや体制を作る必要があると考える。

(2) 地域バスのバス停新設等について（区域運行）

①下山地域バス②旭地域バス③小原地域バス④上郷地域バス

- 事務局 【報告2】に基づき説明。
- 委 員 旭地域バス以外の3地域については、バス停の廃止があるが、旭地域バスのバス停に

については、廃止要望はなかったのか。また、上郷地域バスの協賛事業者について、当初からどのくらい減少しているかも合わせて教えていただきたい。

- 事務局 旭地域バスにおいてバス停廃止の要望はなかった。上郷地域バスの協賛事業者は、当初37事業者であったものから3事業者減り、現在は34事業者となっている。
- 座長 デマンドバスのバス停廃止要望とは、どのような経緯であげられてくるのか。
- 事務局 廃止要望については、設置先の事業所の移転や閉業に伴い、今後の需要が見込めなくなったから、などという理由が多い。
- 座長 利用の可能性が少しでもあるのであれば廃止せず設置しておいてもよいのではないか。
- 事務局 利用の見込みがないバス停を残していくと、バス停数が増えていく一方となり、管理や運行が大変になるため、需給に応じて廃止することが必要であるとする。
- 委員 上郷地域バスの資料の中に、バス停設置先の事業者から停留所廃止の要望があった、と記載があるが、どのような仕組みになっているのか。
- 事務局 上郷地域バスは他のデマンドバスと仕組みが異なり、株式会社アイシンのチョイソコのシステムを採用している。協賛事業者の事業所先にバス停を設置させてもらうことと引き換えに、協賛金をお支払いする内容となっている。その関係で、設置先の事業者から廃止の申出があれば応じる必要があり、今回のバス停廃止に至った。

以上